

## 平成28年度 第3回国立大学法人滋賀医科大学学長選考会議 議事要旨

日 時 平成29年 1月30日 (月) 15時30分～17時25分  
(経営協議会終了後)

場 所 中会議室 (管理棟2階)

出席者 学外委員 猪飼委員、位田委員、川端委員、平井委員、渡邊委員  
学内委員 村田委員、桑田委員、松浦委員、田中委員、野崎委員

陪席者 井尻監事、植田総務課長、富岡課長補佐、西田総務係長

### 議 事

位田議長から、第1回学長選考会議で塩田学長から審議要望のあった学長選考の方法、任期、解任、評価のうち、第2回学長選考会議における審議を踏まえ、本日の学長選考会議は意向聴取投票実施の可否について審議する旨の説明があった。

#### 1. 確認事項

1) 平成24年度実施の学長選考に係る意向聴取投票について

事務方から資料1-1、資料1-2に基づき、前回の学長選考における学長選考会議での意向聴取投票実施の可否に係る審議経緯について説明があった。

2) 意向聴取投票における他大学の混乱について

事務方から資料2-1、資料2-2に基づき、他大学において意向聴取投票結果と学長選考会議の結論が相違となった事例及びマスコミ報道等について説明があった。

3) 各大学の学長選考規程 (意向聴取投票) について

事務方から資料3-1、資料3-2に基づき、意向聴取投票を実施する大学の学長選考規程、意向聴取投票を実施しない大学の学長選考規程の説明があった。

意向聴取投票を実施する各大学の意向聴取投票結果の取扱いは、学長選考会議が学長を決定する際の「参考」とするものと規定されている。このことは、平成26年8月26日付けで発せられた文部科学省通知(26文科高第441

号)において、「意向投票結果をそのまま学長選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内の意見に偏るような選考方法は適切でない。」とのことに即したものであるとの説明が併せて行われた。

## 2. 審議事項

### 1) 意向聴取投票実施の可否について

事務方から、資料4に基づき、意向聴取投票を実施する場合及び意向聴取投票を実施しない場合のメリットや問題点等の説明があった。

引き続き意向聴取投票の実施の可否について審議が行われ、各委員意見交換の結果、意向聴取投票は実施しないこととし、投票に代わる学内構成員の意見聴取方法を検討することとなった。

なお、主な意見等は次のとおり。

- ・意向聴取投票を実施するが投票結果を非公開としている大学もある。しかし、この方法では訴訟等のリスク回避のメリットはあるが、投票結果を公表しないとすることは、教職員の合意を得られないのではないか。
- ・学長選考会議が教職員の意向を知ることは必要である。投票結果が学長選考会議のみに知らされるのであればよいが、それが無理なら、投票は行うべきではない。
- ・意向聴取投票を実施する、しないに関わらず、学長選考会議が学長を選ぶという責任は重大である。
- ・従前の意向聴取投票は学長選挙との認識が濃く、組織票が投じられ、勝った負けたが重要であった。学長選考会議は、学内の意見の集約の場であるべきで、情報として学内の意見を広く知り得なければならない。意見を集める手段を考えるべきで、投票もあるがメールなども考えられる。
- ・意向聴取投票を実施する場合であっても、教職員が、それは選挙ではなく、各個人の意見を明確に意思表示する場として認識する必要がある。
- ・事務方が参考として挙げている政府が実施する法改正等におけるパブリックコメント方式も一つの方法である。
- ・学長選考会議として、教職員の意向を投票結果の数字だけで把握することは好ましいものではない。
- ・意向聴取投票は、教職員の明確な意思表示がなく投票されることが多いと考えられる。無記名投票であれば実施する必要はない。意向聴取投票を行う場合は記名投票とするべきである。
- ・投票で決めることは組織の経営としては適切ではなく、学長選考会議が決めるべきである。本来は各候補者が何をやろうとしているかについて構成

- 員が評価して意見を出し、それを受けて学長選考会議が判断するべき。
- ・意向聴取投票をやめるとして、それに代わる新しいプロセスを構成員に説明して十分に理解してもらう必要がある。次の学長選考会議委員の選考も含めて構成員が納得して、学長選考が行われるべき。
  - ・意向聴取投票は教職員の意思表示方法としては単純明快である。投票を行わないとすれば、意向聴取方法が複雑化することの是非も検討が必要である。
  - ・学長選考会議の責任において学長を決定するものであることを教職員に十分に理解願う必要がある。意向聴取投票を実施するとしても、その結果はあくまで「参考」であることを周知徹底しなければならない。
  - ・教職員は、意向聴取投票は「参考」であることは概ね認識している。投票結果と選考結果に相違があった場合、学長選考会議が教職員を納得させる説明を行うことは困難である。
  - ・意向聴取投票を行う場合、大学という機関は組織票が投じられる素地がある。
  - ・意向聴取投票または意向聴取は、教職員が自己の要求を主張する場ではない。
  - ・意向聴取は、学長選考会議が大学の果たす役割や将来像等について、いろいろな立場の教職員から意見をもらう場であり、教職員もその認識が必要である。
  - ・意向聴取投票は行わないが、構成員の意向（意見）を学長選考会議に集約する方法を考えることが重要というのが結論か。

## 2) 次期学長に求める学長像について

位田議長から、国立大学法人法の改正に伴い、学長選考は学長選考会議が定める基準により行わなければならないが、滋賀医科大学は前回の学長選考が法改正の前であり、求めるべき学長像が定められていなかった。求める学長像の策定も学長選考方法の検討の一環である、との説明があり、各委員の意見交換が行われ、学長選考会議が策定する滋賀医科大学の求める学長像（案）に対して、学内及び学外から意見聴取することを検討することとなった。

なお、主な意見等は次のとおり。

- ・求める学長像の制定においても、教職員の意見を反映することを検討しなければならない。
- ・大学構成員の総意で学長選考が行われたとの認識が大学運営を円滑に運ぶものと考えられる。

- ・求める学長像には、滋賀医科大学特有の問題点も盛り込む必要があるのではないか。
- ・求める学長像には、大学構成員の意向だけでなく、滋賀県等地域社会の意向も反映すべきである。求める学長像は地域が求める滋賀医科大学の役割に通じる。
- ・求める学長像の意向聴取を行う場合、個人の意見ではなく、各部署の意見を聴取することが必要ではないか。例えば、教授会、診療科長会議、看護部、病院各部等、大きな単位で意見を聴取してはどうか。

### 3) 次期学長選考方法の概要について

位田議長から、意向聴取投票の可否、意向聴取投票に代わる教職員の意向反映方法、次期学長に求める学長像の策定等の意見交換を踏まえ、次期学長選考方法の概要について次のとおり確認が行われ、各委員の了承があった。

- ①滋賀医科大学の求める学長像（案）を学長選考会議が策定する。
- ②当該求める学長像（案）について、学内及び学外から意見を聴取する。  
聴取方法は今後詳細に検討する。
- ③各意見を踏まえ滋賀医科大学の求める学長像を決定する。
- ④当該求める学長像に基づき、次期学長候補者は所信表明を行う。
- ⑤教職員から意向聴取する。聴取方法は意向聴取投票を行わないこととして、今後詳細に検討する。
- ⑥学長選考会議において、教職員の意向も参考に次期学長を決定する。

## 3. その他

### 1) 次回の学長選考会議における主な審議事項について

位田議長から、次回の学長選考会議において、次の事項について審議することが了承された。

- ①意向聴取投票に代わる意見聴取方法の検討
- ②次期学長に求める学長像（案）について
- ③次期学長に求める学長像（案）に対する意見聴取方法の検討